

令和5年度茨城県職員採用大学卒業程度試験の広報事業者の公募に関する説明書

令和5年3月24日に公告した令和5年度茨城県職員採用試験の広報事業者の公募及び契約の締結等に当たり必要な手続きについては、関係法令によるもののほか、この説明書によるものとする。

令和5年3月24日

1 事業の内容

(1) 事業の内容

令和5年度茨城県職員採用大学卒業程度試験（採用時（令和6年4月1日）の年齢が29歳以下（薬剤師は34歳以下））の情報について、20代の転職希望者を主な対象として、就職情報サイトへの掲載を通じて広報を行う。

ア 茨城県庁の求人情報等の掲載

- ・令和5年度試験について、募集職種、採用予定数、主な業務内容、勤務条件、採用試験日程、採用担当からのメッセージ等を掲載する。
- ・募集予定職種は16職種程度を予定（令和5年4月26日に公表）

【参考】令和4年度は事務（知事部局等）、事務（警察本部）、電気、機械、土木、建築、化学、薬剤師、管理栄養士、農業、農業土木、畜産、林業、水産、福祉、心理

- ・採用試験の申込受付は本県の電子申請システムを使用するため、サイトにおける応募受付機能は原則付けないこと。応募機能を付ける場合は必ず、試験に申し込むためには本県の電子申請システムによる申込が必要である旨の注意喚起を確実に行えるようにすること。

イ サイト利用者向けのDM（ダイレクトメール）配信

- ・サイト利用者を年齢、志望職種、志望業種、専門分野、資格、居住地等の項目で絞り込みを行い、採用試験情報を配信する。
- ・配信は、例えば土木、薬剤師、林業等の本県として採用に苦慮する職種に重点を置くことも想定している。

ウ その他の広報（自由提案）

- ・上記に加えて、本県の求人原稿ページへのアクセスを誘導するため企画や、県職員又は公務員の魅力を喚起したりするための企画があれば提案すること。

(2) 見積限度額

627,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 プロポーザルに係る質疑受付及び回答

(1) 質疑の提出方法

原則電子メールによる。質疑を提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(2) 質疑の提出先

茨城県人事委員会事務局総務課

E-mail：saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 質疑送付期間

公告の日から令和5年4月3日（月）午後5時までとする。

(4) 質疑内容

原則として、当該事業に係る条件や応募手続きに関する事項に限る。

(5) 回答方法

提出された質疑に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。

また、回答した内容は茨城県人事委員会事務局ホームページ上で公開する。

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数

① 企画提案提出書（様式1号） 1部

② 企画提案書（任意様式） 5部

企画提案書は、下記の内容を盛り込むこと。

ア サイトの利用者数、利用企業・団体数、求人掲載数等の直近のデータ

イ 求人原稿ページのサイズ（ページの格付け、構成、掲載可能文字数等）、ページのイメージ図

ウ DMの種類（Eメール、WEBサイト上のDM等）、DMの配信条件（文字数、画像数）、配信可能通数

エ DM配信に係る利用者の絞り込み機能の詳細（絞込項目、絞込方法）

オ 原稿作成から掲載までの工程、サイト利用に関するサポート体制

③ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式2号） 1部

④ 参考見積書（様式任意） 1部

⑤ 資格要件に係る申立書（様式3号） 1部

(様式1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名印

この事業を実施したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式2号)

過去5年間の同種又は類似業務の実績

事業名	発注者 称号又は名称 住所 電話番号	事業の概要	契約金額(千円) 履行期間

(様式3号)

資格要件に係る申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名印

茨城県が実施する、令和5年度茨城県職員採用大学卒業程度試験の広報に係る企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていない者であること。
- 4 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 5 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。